

議案第19号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年3月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和44年3月天理市条例第4号）」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。